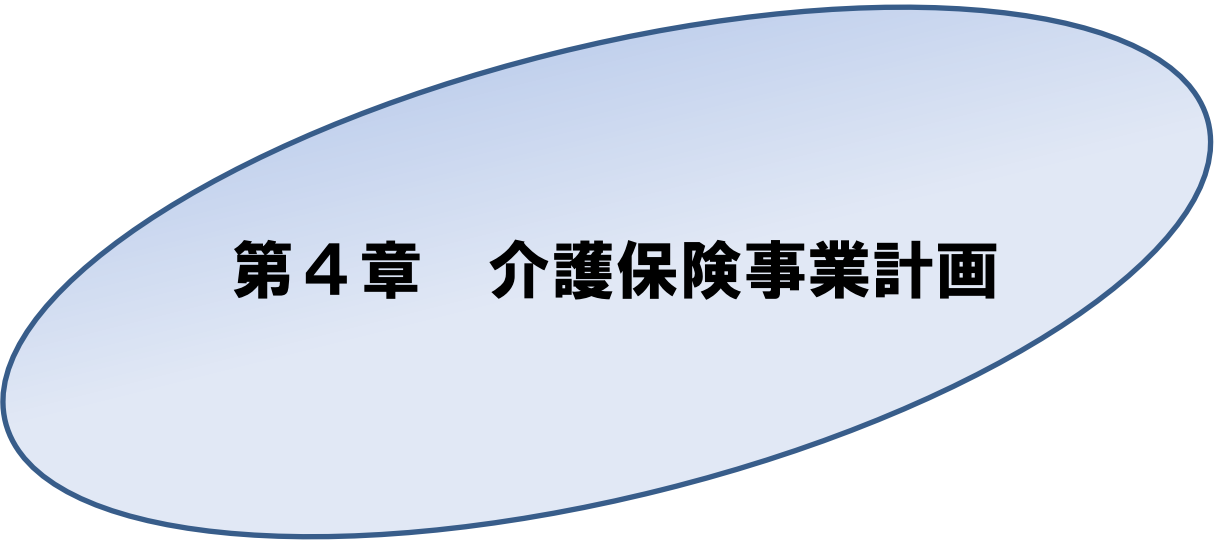




第4章 介護保険事業計画

1 介護保険事業の推進

《介護保険サービス全体像》

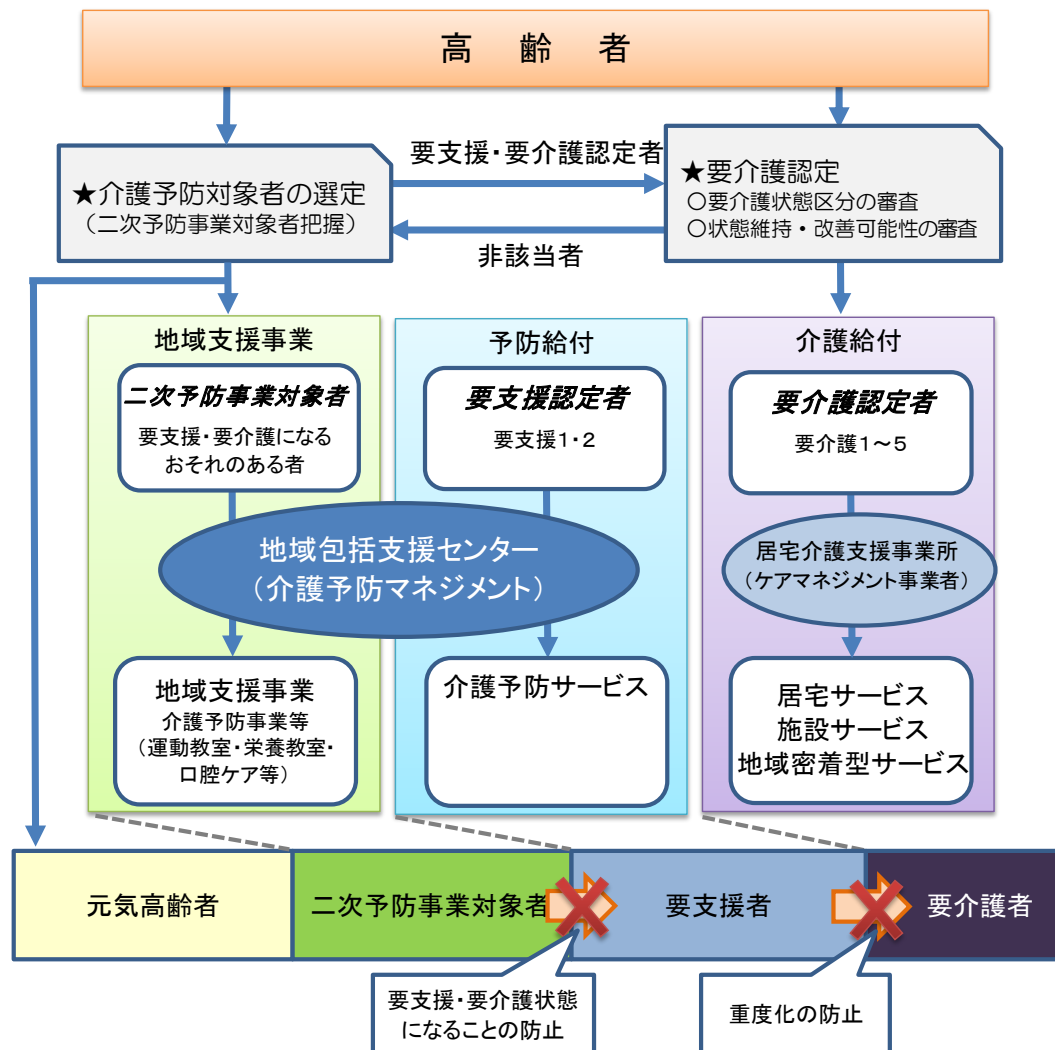
元 気 な 高 齢 者	地 域 支 援 事 業	1 介護予防事業・日常生活支援総合事業 (1) 介護予防・生活支援サービス事業 ①訪問型サービス ②通所型サービス ③生活支援サービス ④介護予防支援事業 (2) 一般介護予防事業 ①介護予防事業対象者の把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業	2 包括的支援事業 (1) 介護予防ケアマネジメント業務 (2) 総合相談支援業務 (3) 権利擁護業務 (4) 包括的・継続的マネジメント業務 (5) 在宅医療・介護連携の推進 (6) 認知症対策の推進 (7) 生活支援・介護予防の推進 (8) 地域ケア会議の充実 3 任意事業 (1) 介護給付等費用適正化事業 (2) 家族介護支援事業 (3) その他事業
要 支 援 1 ・ 2	介 護 予 防 サ ー ビ ス 予 防 給 付	1 居宅サービス ①介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ②介護予防訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護（デイサービス） ⑦介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ⑧介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ⑨介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	⑩介護予防特定施設入居者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与 ⑫特定介護予防福祉用具販売 ⑬介護予防住宅改修 ⑭介護予防支援 2 地域密着型サービス ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護
要 介 護 1 ～ 5	介 護 サ ー ビ ス （ 介 護 給 付 ）	1 居宅サービス ①訪問介護（ホームヘルプサービス） ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護（デイサービス） ⑦通所リハビリテーション（デイケア） ⑧短期入所生活介護（ショートステイ） ⑨短期入所療養介護（ショートステイ） ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売 ⑬住宅改修 ⑭居宅介護支援	2 地域密着型サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧看護小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型通所介護（仮称） 3 施設サービス ①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設

施策Ⅲ 介護予防等の推進

（１）介護予防の継続的な推進

高齢者が要支援・要介護状態になることの予防から、要支援・要介護認定者の重度化防止までの介護予防を切れ目なく推進していきます。

●介護予防のイメージ図



●介護予防の段階別の対象者と取り組み内容

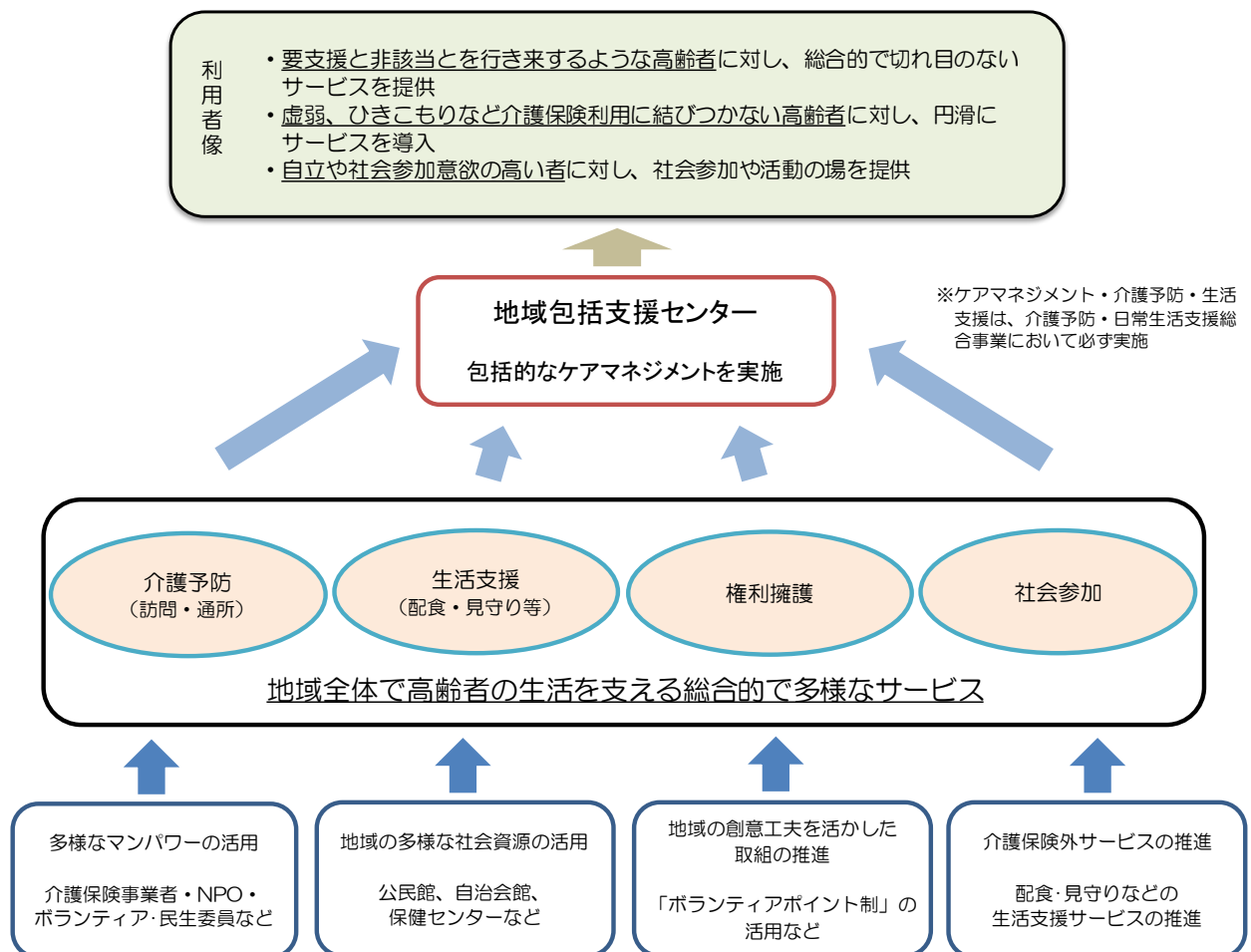
地域支援事業 （一次予防事業・任意事業）	元気な高齢者に対して、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることができるよう、健康教育や健康づくり活動の普及・啓発に努めます。
地域支援事業 （二次予防事業）	基本チェックリストの実施により、介護予防が必要な高齢者（二次予防事業対象者）に対しては、健康教室や、生活管理指導員の派遣など、重点的な介護予防施策を展開します。
予防給付	要支援になった高齢者に対しては、要介護状態になることを防ぐための予防給付のマネジメントを推進し、一貫性・連続性のある介護予防を目指します。
介護給付 （要介護者の重度化防止）	高齢者が要介護状態になっても、それ以上の状態の悪化を防ぎ、残存機能を生かしながら、人間らしく生きることができるよう、介護保険制度の本質である自立支援の意味を理解し、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

（２）介護予防・日常生活支援総合事業について

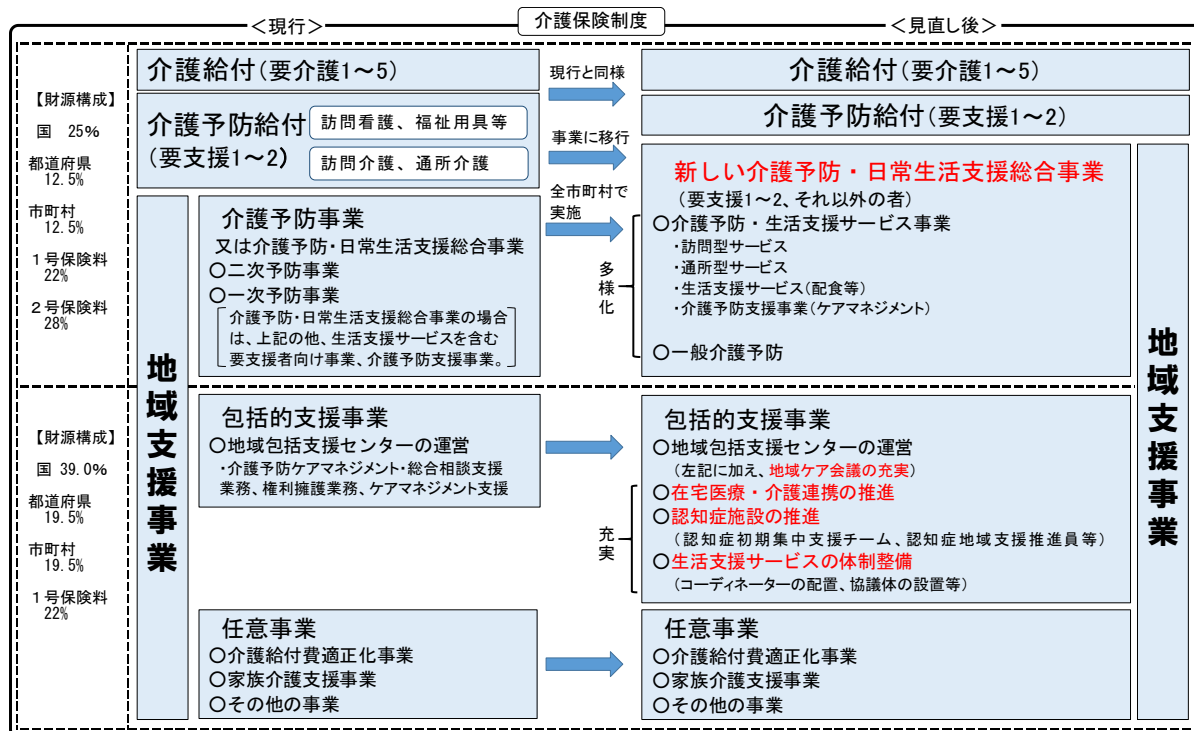
平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」では、新たな介護予防・日常生活支援総合事業の施行期日は、平成27年4月1日となっていますが、市町村による実施は、平成29年4月まで猶予できることとされています。

本市では、生活支援・介護予防サービスの体制整備を含め、円滑に制度を移行するため、平成29年4月の実施を目指して検討を行うこととし、実施までの間は、現行の生活支援・介護予防サービスを適切に実施していきます。

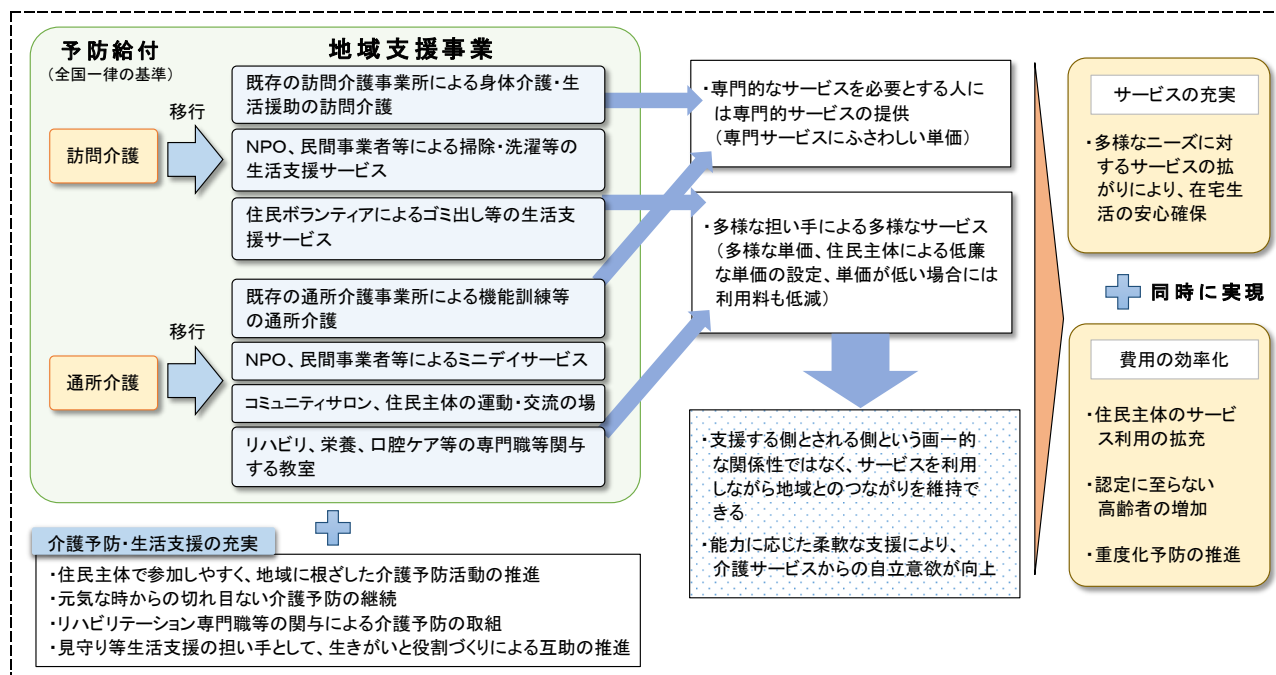
●介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ図



●新しい地域支援事業のイメージ図



●介護予防給付の見直しのイメージ図

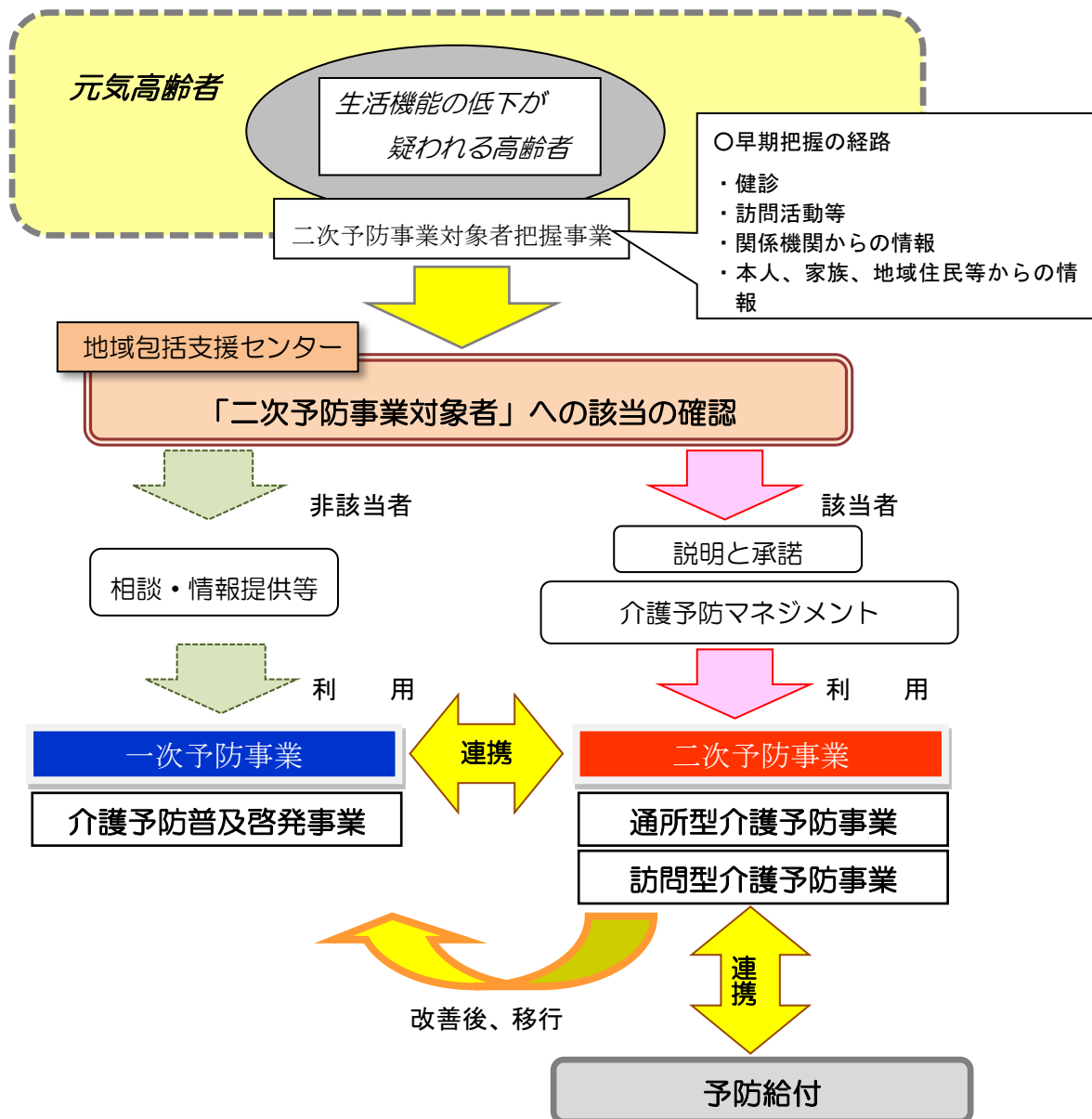


（３）二次予防事業対象者把握事業の推進（二次予防事業）

二次予防事業対象となる高齢者の把握・選定を行う事業です。

介護保険制度の改正に伴い、基本チェックリストは要支援対象者の相談に使用するものに変更されますが、本市においては、３年ごとに介護認定者を除く第１号被保険者すべてに基本チェックリストを実施し、地域の実情に応じた介護予防の推進に取り組んでいきます。

●二次予防事業対象者把握～介護予防事業のイメージ図



①基本チェックリストの回収率の向上

平成28年度、介護認定者を除く第1号被保険者全員に対し郵送によるチェックリストを実施します。

広報等、民生委員、関係機関との連携による周知のほか、未提出者に対しては電話やはがき等を利用して回収率の向上を目指します。

●二次予防事業対象者把握事業の実績

【能代市全域】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者人口（人）	19,620 人	19,966 人	20,189 人
チェックリスト対象者（人）	15,734 人	15,873 人	16,105 人
チェックリスト実施者数（人）	2,136 人	2,375 人	2,157 人
実施率（％）	13.6％	15.0％	13.4％
二次予防事業対象者数（人）	653 人	551 人	541 人
対高齢者人口割合（％）	3.3％	2.8％	2.7％

【能代地域】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者人口（人）	15,514 人	15,833 人	16,169 人
チェックリスト実施者数（人）	1,616 人	1,838 人	1,671 人
二次予防事業対象者数（人）	464 人	464 人	456 人
対高齢者人口割合（％）	3.0％	2.7％	2.8％

【二ツ井地域】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者人口（人）	4,106 人	4,133 人	4,114 人
チェックリスト実施者数（人）	520 人	537 人	486 人
二次予防事業対象者数（人）	189 人	87 人	85 人
対高齢者人口割合（％）	4.6％	2.1％	2.1％

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

（４）二次予防事業対象者に対する施策（二次予防事業）

基本チェックリストの実施により、介護予防が必要な高齢者（二次予防事業対象者）に対しては、健康教室や、生活管理指導員の派遣など、重点的な介護予防施策を展開します。

①高齢者健康相談

65歳以上の高齢者の心身の健康に関する個別の相談に応じ、心の健康相談や生活習慣病予防、寝たきり予防に関する必要な指導や助言を行います。

●高齢者健康相談の実績と実施見込み

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談回数（回）	14 回	9 回	8 回
相談者数（人）	818 人	393 人	353 人

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 疾病の予防や健康づくりに関心のある高齢者も多いことから、事業の周知と相談体制の充実を図ります。

②通所型介護予防事業（運動器・口腔機能の向上、栄養改善等）

介護予防が必要な二次予防事業対象者が居宅において自立した生活を維持することを目指し、運動器の機能向上などを目的とした通所による介護予防事業を展開します。

能代地域では高齢者友愛センターでのゆうあい健康教室で複合的な介護予防教室を実施しています。二ツ井地域では、二ツ井町総合体育館での筋力トレーニング教室など下肢の筋力低下予防をメインにしながら、口腔機能の向上、栄養指導など行っています。

また、多くの人に参加してもらえよう、身近な地域へ出向いた介護予防教室を実施していきます。

●転倒骨折予防教室

足腰の力が弱く転倒の恐れがあるなど、運動機能が低下している二次予防事業対象者に、体操・軽運動等を行い、転びにくい体づくりを目指す教室を開催します。

●高齢者筋力向上トレーニング事業

運動機能が低下している二次予防事業対象者に、トレーニングマシン等を使って筋力やバランス能力の向上を図ります。

●口腔機能向上事業

口腔機能が低下している二次予防事業対象者に、歯科衛生士等による口腔機能向上教室を開催し、摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の自立支援等を実施します。

●栄養改善事業

低栄養状態にある二次予防事業対象者を対象に、栄養状態の改善を図るため、管理栄養士による栄養相談や集団的栄養教育（栄養改善教室）等を実施します。

●通所型介護予防事業の実績と実施見込み【能代市全域】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運動器機能向上事業	実施回数 (回)	26 回	20 回	12 回
	参加延人数 (人)	570 人	683 人	311 人
低栄養改善・ 口腔機能向上事業	実施回数 (回)	0 回	0 回	0 回
	参加延人数 (人)	0 人	0 人	0 人
複合型プログラム	実施回数 (回)	135 回	141 回	83 回
	参加延人数 (人)	2,726 人	3,510 人	1,843 人
合 計	実施回数 (回)	161 回	161 回	95 回
	参加延人数 (人)	3,296 人	4,193 人	2,154 人

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 二次予防事業対象者に対しての通所型介護予防事業の実施機関が地域包括支援センターに限られており、他の施策との相互事業展開などにより、効率のよい介護予防事業が必要となってきました。
- 元気な高齢者の増加につながるよう、様々な機会を捉えて地域での一般高齢者に対する健康教室を実施するなど、健康づくりや介護予防施策の充実を図るとともに、介護予防教室修了者がその後も介護予防効果を持続できるよう、介護予防教室での指導内容や事後指導の充実を図ります。
- 参加者の増加や多様なプログラムに対応できるよう民間委託等を検討します。
- ニーズ調査で把握した地域課題に対応し、地域実情に応じた予防教室の拡大を検討します。

③訪問型介護予防事業（高齢者訪問指導）

二次予防事業対象者のうち、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある（またはそれらの状態にある）高齢者を対象に、保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価して、必要な相談・指導等を実施します。

●訪問型介護予防事業の実績と実施見込み

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者訪問指導	訪問実人数 (人)	54 人	43 人	14 人
	被訪問延人数 (人)	54 人	43 人	14 人

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 健診の結果等も参考に、早期発見・早期予防につながるよう努めます。

④食の自立支援事業（配食サービス）

一人暮らし世帯等で調理が困難な二次予防事業対象者に、栄養改善指導と安否確認を兼ねて週3回夕食を宅配します。

●食の自立支援事業の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数（人）	83 人	79 人	75 人
延配食数（食）	8,398 食	7,885 食	5,119 食

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けた検討を進めます。

⑤生活管理指導員派遣

虚弱等で基本的な動作や生活習慣が確立されていないこと等により、日常生活上何らかの支援を要する二次予防事業対象者へ生活管理指導員を派遣し、要介護状態等となることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

●生活管理指導員派遣事業の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数（人）	77 人	63 人	63 人
延訪問回数（回）	3,028 回	2,606 回	1,699 回

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 地域包括支援センターの適切なマネジメントにより、介護予防効果の向上を目指します。

(5) 元気な高齢者等に対する施策（一次予防事業・任意事業）

元気な高齢者に対しては、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることができるよう、健康教育や健康づくり活動の普及・啓発に努めます。また、高齢者を介護する家族等への支援にも努めます。

①青空デイサービス事業の実施（再掲）

一人暮らし高齢者等に比較的軽易な農作業を体験してもらい、閉じこもりを防止し、生きがいと健康づくりや交流の場を提供する青空デイサービス事業を実施します。

●青空デイサービス事業の利用状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
能代	開催回数（回）	10 回	9 回	11 回
	延べ参加者数（人）	157 人	162 人	221 人
ニッ井	開催回数（回）	19 回	10 回	8 回
	延べ参加者数（人）	132 人	157 人	98 人

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 既存の農地等を利用しながら、実施団体や指導者、参加者の輪を広げ、市民の自主的な活動を促進します。

②高齢者健康教育

65 歳以上の高齢者を対象に、「介護予防」、「認知症予防」、「心の健康づくり」などをテーマとした健康教室を保健師等が地域に出向いて開催します。自身での健康管理や地域での介護予防・健康保持に対する支援・普及啓発の推進を図ります。

●高齢者健康教育の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開催回数（回）	98 回	91 回	66 回
参加者数（人）	1,584 人	1,661 人	919 人

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 事業の周知と相談体制の充実を図ります。

③高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、高齢者の孤独感を解消するため、趣味講座、スポーツ大会、作品展、芸能発表等の事業を行い、高齢者の参加を促します。

●高齢者の生きがいと健康づくり事業の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	3,877 人	3,950 人	3,277 人

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

④生活管理指導短期宿泊事業

家族の養護が一時的に困難になった場合や、一人暮らし二次予防事業対象者が一時的に養護を必要とした場合に、養護老人ホームに短期入所させることで在宅の二次予防事業対象者等の生活習慣の指導、体調調整を行います。

●生活管理指導短期宿泊事業の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数（人）	6 人	7 人	6 人
利用延日数（日）	112 日	73 日	49 日

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 在宅の二次予防事業対象者等の生活習慣指導、体調調整を養護老人ホーム入居で実施します。

⑤家族介護者支援事業

家族を在宅で介護している者同士の支え合いと交流研修の場を提供し、介護者の声を聞きながら支援を行っています。

●家族介護者支援事業の利用状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護者の集い	開催回数（回）	13 回	12 回	8 回
	延べ参加者数（人）	147 人	158 人	140 人
夢見る会	開催回数（回）	5 回	6 回	4 回
	延べ参加者数（人）	31 人	46 人	23 人

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 自主的な活動団体の育成に努めます。

⑥家族介護用品支給事業（再掲）

おむつ使用者を介護する家族に、おむつ等の購入費の全部又は一部を助成します。

●家族介護用品支給事業の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利 用 者 数	1,089 人	1,198 人	1,122 人
利用券利用枚数	8,841 枚	9,096 枚	5,308 枚

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

○ 家族の負担軽減のため、制度を維持します。

⑦徘徊高齢者家族支援サービス事業（再掲）

徘徊探知機能を有した機器を、家族が購入する場合に、その初期費用を助成します。（初期費用：機器代、加入手数料。※使用料は、利用者負担。）

●徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利 用 者 数	0 人	0 人	0 人
助 成 金 額	0 円	0 円	0 円

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

○ 利用者数が減っており、事業の周知に努めるとともに、認知症対策とあわせて、事業のあり方について検討します。

⑧地域自立生活支援事業（配食サービス）

一人暮らし世帯等で調理が困難な高齢者（二次予防事業対象者以外）を対象に、栄養改善指導と安否確認を兼ねて週 3 回夕食を宅配します。

●地域自立生活支援事業の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利 用 実 人 数	61 人	54 人	53 人
延 配 食 数	6,753 食	6,014 食	3,761 食

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けた検討を進めます。

施策Ⅳ 在宅介護サービス基盤の整備

（１）要支援者に対する介護予防サービスの充実・強化

高齢者の増加とともに要介護認定者の割合も高くなっています。介護の中重度への移行を抑えることは、介護給付費の上昇鈍化にもつながりますので、効果的な介護予防サービスが提供されるよう、地域包括支援センターにおいて適切な介護予防プランの作成に努めます。

効果的な介護予防ケアマネジメントの実行に当たっては、要支援者やその家族、サービス提供事業者と、自立支援の理念や介護予防の重要性を共有することが重要です。地域包括支援センターでは、様々な機会を捉え啓発・連携を図ります。

①介護予防サービス （予防給付による居宅サービス・地域密着型サービス）	
サービス名称	サービス内容
①介護予防訪問介護	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支え、地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーによる日常生活上の支援や家事の援助などを行います。（平成29年度から地域支援事業へ移行します。）
②介護予防 訪問入浴介護	居室に浴室がなく、感染症などの理由により、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。
③介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話などを行います。
④介護予防 訪問リハビリテーション	居宅でできる生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
⑤介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
⑥介護予防通所介護	デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます。（平成29年度から地域支援事業へ移行します。）
⑦介護予防 通所リハビリテーション	老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます。
⑧介護予防 短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
⑨介護予防 短期入所療養介護	老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに介護予防を目的とした日常生活上の看護や支援、機能訓練などが受けられます。
⑩介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所している高齢者が介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。

⑪介護予防 福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについてレンタルします。
⑫特定介護予防 福祉用具販売	介護予防に資する入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、購入費を支給します。
⑬介護予防住宅改修	段差を解消したり、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して20万円を上限に費用が支給されます。
⑭介護予防支援	地域包括支援センターが、利用者の希望を取り入れながら介護予防ケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。
⑮（地域密着型） 介護予防認知症 対応型通所介護	認知症で要支援の高齢者が、デイサービスセンターなどで介護予防を目的として日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。
⑯（地域密着型） 介護予防小規模 多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。
⑰（地域密着型） 介護予防認知症 対応型共同生活介護	認知症で要支援の高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

（２）中重度者を支える在宅サービスの充実・強化

高齢者の人口が増加していますが、特に後期高齢者人口が増加し、長寿化とともに介護の中重度化が進んでいます。中重度になっても、住み慣れた自宅や、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅で生活できるような対応が必要になります。

これらのニーズに対応するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者や、特定施設入居者生活介護事業者の参入を図ることといたします。

その他の介護サービスについては、必要な量がおおむね整備されていることから、新たなサービス基盤を抑制することといたしますが、本計画期間の中で、新たな介護サービス基盤の整備が必要な場合は、事業者の参入を図ります。

市直営のサービス基盤については、民間の基盤整備の状況を踏まえて、そのあり方について検討いたします。

①居宅サービス（介護給付） （広域的にサービスを受けることができます。）	
サービス名称	サービス内容
①訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活上の介護や家事の援助などを行います。
②訪問入浴介護	巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。
③訪問看護	看護師や保健師が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
④訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
⑤居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

⑥通所介護	デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、機能訓練などが日帰りで受けられます。
⑦通所リハビリテーション	老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの支援が受けられます。
⑧短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。
⑨短期入所療養介護	老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに日常生活上の看護や介護、機能訓練等が受けられます。
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所し、食事・入浴・排泄の介助や、機能訓練などが受けられます。
⑪福祉用具貸与	車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。
⑫特定福祉用具販売	入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、購入費を支給します。
⑬住宅改修	段差を解消したり、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して20万円を上限に費用が支給されます。
⑭居宅介護支援	ケアマネジャーが、利用者の希望を取り入れながらケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

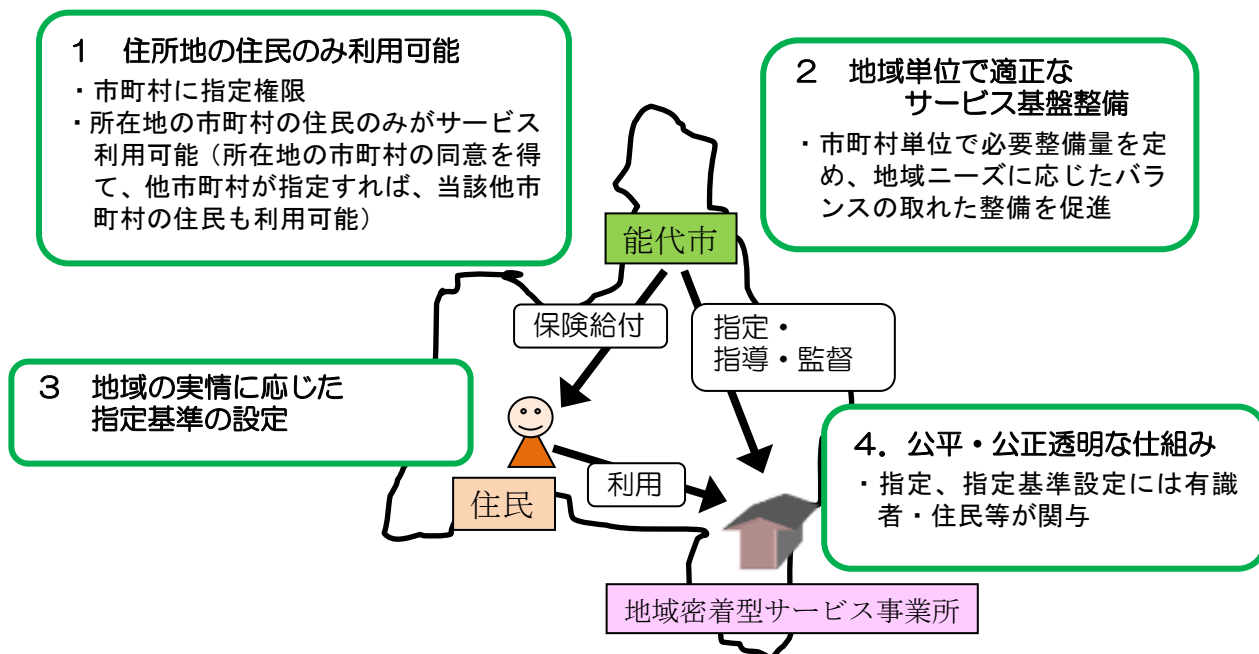
②地域密着型サービス（介護給付）
（住所地の市町村のサービスに限られます。）

サービス名称	サービス内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。
②夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、夜間の巡回や通報システムにより、ホームヘルパーが日常生活上の介護や家事の援助などを行うサービスです。
③認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどにおいて食事、入浴、日常動作訓練などが受けられます。
④小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。
⑤認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者などが、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護（要介護1～5）認定を受けた方を対象とする定員29人以下の小規模特別養護老人ホームで、地域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。
⑧看護小規模多機能型居宅介護（旧 複合型サービス）	要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。

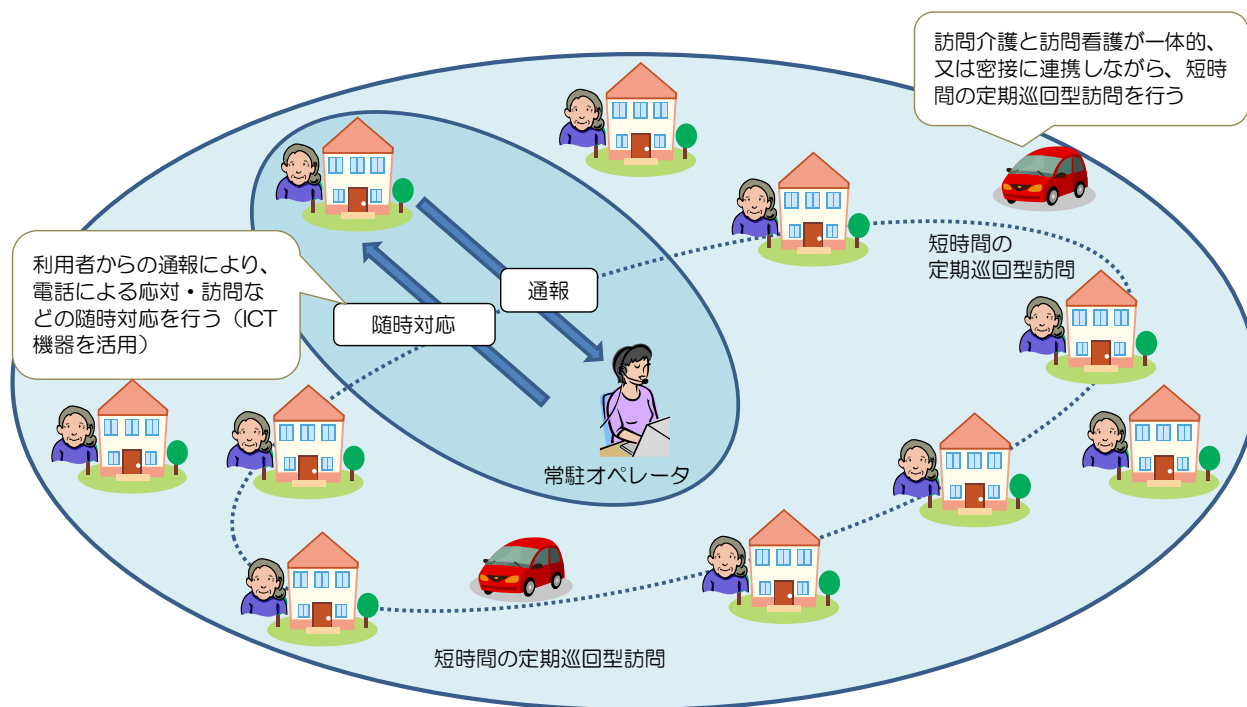
⑨地域密着型通所介護 (仮称)

平成28年4月より利用定員18人以下の小規模な通所介護事業については、少人数で地域に密着したサービスであることを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築を図る観点から地域密着型サービスに位置付けられ、地域密着型通所介護(仮称)となります。

●地域密着型サービスの特徴



●定期巡回・随時対応型訪問介護看護



(3) 居宅系サービス量の推計

①居宅サービス

居宅サービスの量の推計にあたっては、平成25年度から26年度にかけての認定率や利用率の伸びおよび26年度の利用実績を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

【介護予防サービス（予防給付）】

●介護予防サービス（予防給付）の実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①介護予防訪問介護	358 人	370 人	384 人	398 人	410 人	394 人
②介護予防訪問入浴介護	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
③介護予防訪問看護	88.5 回	128.3 回	127.7 回	155.0 回	177.1 回	219.8 回
	14 人	20 人	24 人	29 人	29 人	31 人
④介護予防 訪問リハビリテーション	0.5 回	0.3 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	0.2 人	0.1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
⑤介護予防 居宅療養管理指導	9 人	10 人	10 人	9 人	9 人	10 人
⑥介護予防通所介護	316 人	348 人	349 人	350 人	355 人	359 人
⑦介護予防 通所リハビリテーション	13 人	14 人	12 人	10 人	11 人	13 人
⑧介護予防 短期入所生活介護	136.1 日	176.6 日	223.6 日	260.7 日	299.3 日	361.9 日
	16 人	19 人	22 人	24 人	27 人	30 人
⑨介護予防 短期入所療養介護	7.3 日	7.1 日	0 日	0 日	0 日	0 日
	0.75 人	0.3 人	0 人	0 人	0 人	0 人
⑩介護予防特定施設 入居者生活介護	6 人	11 人	9 人	6 人	5 人	6 人
⑪介護予防福祉用具貸与	63 人	77 人	109 人	142 人	175 人	208 人
⑫特定介護予防 福祉用具販売	6 人	7 人	11 人	16 人	20 人	25 人
⑬住宅改修	5 人	7 人	11 人	15 人	20 人	25 人
⑭介護予防支援	685 人	662 人	673 人	685 人	694 人	703 人

※実績：平成 26 年度については、9 月末時点での見込み実績。以降の表も同じ。

※見込み量：①と⑥の平成 29 年度については、介護予防・日常生活支援総合事業への移行後の見込み

※実績、見込みとも 1 か月あたりの数値

【介護給付】

● 居宅サービスの利用実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①訪問介護	10,743.8 回	10,680.0 回	11,467.7 回	12,050.2 回	12,618.8 回	12,766.1 回
	471 人	487 人	507 人	523 人	543 人	556 人
②訪問入浴介護	271.7 回	252.9 回	205 回	168.5 回	148.2 回	148.2 回
	60 人	56 人	49 人	45 人	43 人	39 人
③訪問看護	703 回	730.2 回	923.3 回	1,122.5 回	1,568.6 回	2,091.7 回
	105 人	105 人	120 人	124 人	141 人	156 人
④訪問 リハビリテーション	26.7 回	30.0 回	17.0 回	11.0 回	9.8 回	8.3 回
	9 人	8 人	5 人	4 人	3 人	3 人
⑤居宅療養管理指導	59 人	52 人	53 人	55 人	61 人	70 人
⑥通所介護	7,383.2 回	7,942.8 回	8,196.0 回	8,423.8 回	7,318.3 回	7,484.4 回
	732 人	760 人	768 人	774 人	660 人	662 人
⑦通所 リハビリテーション	307.3 回	355.2 回	481.1 回	587.1 回	681.6 回	776.6 回
	36 人	40 人	57 人	74 人	91 人	107 人
⑧短期入所生活介護	10,707.5 日	11,489.1 日	11,602.2 日	11,664.2 日	11,877.6 日	11,099.4 日
	498 人	523 人	525 人	525 人	531 人	496 人
⑨短期入所療養介護	48.2 日	30.8 日	38.5 日	45.9 日	55.8 日	67.6 日
	2.5 人	1.5 人	2 人	3 人	4 人	5 人
⑩特定施設入居者 生活介護	41 人	55 人	73 人	93 人	115 人	179 人
⑪福祉用具貸与	499 人	508 人	535 人	562 人	598 人	615 人
⑫特定福祉用具販売	13 人	12 人	19 人	26 人	33 人	39 人
⑬住宅改修	6 人	8 人	13 人	18 人	22 人	27 人
⑭居宅介護支援	1,428 人	1,482 人	1,530 人	1,571 人	1,626 人	1,651 人

★★★見込量の確保のための方策★★★

現状のサービス提供基盤で必要なサービス量はおおむね確保できます。利用動向を把握するとともに、事業者に対して適切な情報提供等を行いながら、中長期的な視野で介護保険事業運営を行い、サービス見込量の確保に努めます。

重度者に対する入所施設の住民ニーズがあることから、特定施設入居者生活介護の整備を検討します。

②地域密着型サービス

地域密着型サービスの量の推計にあたっては、平成25年度から26年度にかけての認定率や利用率の伸びおよび26年度の利用実績を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

【予防給付】

●地域密着型介護予防サービスの利用実績と見込み

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護予防 認知対応型通所介護	4.0回 1人	4.0回 1人	4.0回 1人	4.0回 1人	3.9回 1人	3.8回 1人
②介護予防 小規模多機能型居宅介護	22人	25人	24人	24人	24人	24人
③介護予防 認知症対応型共同生活介護	1人	2人	2人	3人	3人	3人

【介護給付】

●地域密着型サービスの利用実績と見込み

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
③認知対応型通所介護	157.6回 16人	136.0回 13人	177.3回 13人	205.4回 12人	246.4回 12人	294.9回 12人
④小規模多機能型居宅介護	91人	112人	116人	121人	126人	130人
⑤認知症対応型共同生活介護	216人	218人	219人	219人	220人	224人
⑥地域密着型 特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
⑦地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	24人	29人	29人	29人	29人	29人
⑧看護小規模多機能型居宅介護 (旧 複合型サービス)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
⑨地域密着型通所介護(仮称)	— —	— —	— —	— —	1,394.0回 126人	1,425.6回 126人

★★★見込量の確保のための方策★★★

必要なサービス量はおおむね確保できます。利用動向を把握するとともに、事業者に対して適切な情報提供等を行いサービス見込量の確保に努めます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護については、提供事業者の想定が当面は難しいことから第6期計画においては見込んでいませんが、利用動向を把握し、必要な場合は各サービスの利用状況や複合型サービスのニーズを踏まえながら事業者の参入促進を検討していきます。

その他の介護サービス基盤の整備は抑制することとし、本計画期間内において引き続き状況の把握を行い、新たな介護サービス基盤の整備が必要な場合は、適正な需要に基づくサービスの提供を実施します。

施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上

（１）介護従事者の資質の向上

①研修に関する情報提供

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行います。地域密着型サービス事業者の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促します。

②研修会の実施

介護予防の効果を高めるため、生活管理指導員等、介護予防従事者の研修会の実施を検討します。

③介護支援専門員との情報交換会等の開催

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上や、知識・技術の向上のほか、困難事例の解決に向けた連携や情報共有などを目指し、研修テーマを決めた介護支援専門員との情報交換会を地域包括支援センターが中心となって開催します。

（２）介護事業者の指導監督等

①地域密着型サービスの实地指導及び監査の実施

地域密着型サービス事業者の实地指導及び監査を行い、適正なサービスの確保とさらなるサービスの向上を目指します。

②情報収集等による実態の把握

地域密着型サービスの事業者の選定、指定更新にあたっては、有識者、市民等の意見も伺いながら、公正な審査を実施するほか、運営推進会議に職員を派遣することにより、実態の把握に努めます。また、県指定施設についても、情報収集に努めます。

③事業者への情報提供の充実

实地指導の結果や事故報告などの事例を紹介するなど、情報提供に努め、事業者の注意を促します。

(3) 介護保険制度の円滑な運用

①介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

介護給付等費用適正化事業として、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④介護給付費通知、⑤医療情報との突合から成る主要5事業を実施しています。

②低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③苦情処理体制の整備

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。

④情報提供の充実

サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、利用者のサービス選択制度の周知や事業者情報の提供に努めます。また、各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

（４）在宅ケアの推進等

①医療・住まい等との連携

がんの末期状態や病氣療養後などに、自宅で過ごしたいと思っている方が往診などの医療の確保が難しい状況から、転院や施設の入所で対応せざるを得ない状況にあります。医療との連携を深めながら住宅改修に対する補助制度や福祉用具の照会・利用等を進め、在宅での生活支援に努めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅などの整備によって高齢者の住まいに対する考え方も変わってきておりますので、整備動向等を把握し情報提供しております。

②虐待・身体拘束の防止等

高齢者の認知症による言動の混乱や身体的自立度の低下による介護負担、経済負担、心理的ストレスの増大が虐待などにつながると言われており、特に介護が長期化している場合に多くなっています。

地域包括支援センターを核として、家族介護者同士の交流の場を設け、話し合える機会をつくるとともに、それぞれの個別の相談に応じていくことで精神的な疲労の緩和を図り、虐待・身体拘束などの防止に努めます。また、介護事業所での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルに基づき、高齢者の人格と尊厳を守ります。

施策Ⅵ 施設介護サービスの基盤整備

（１）重度者に対する入所施設の整備

平成29年度までに、小規模特養の整備を図ります。

平成33年度末に廃止が予定されている特別養護老人ホームについては、民間による建て替え整備を前提として、33年度中の完成を目途に工程を検討します。

民間のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの整備等による高齢者の住環境や介護環境の変化も考慮します。

①施設サービス （広域的にサービスを受けることができます。）

サービス名称	サービス内容
①介護老人福祉施設	常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練、療養上の世話を受けます。
②介護老人保健施設	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所します。
③介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床です。平成29年度末までに介護療養病床が廃止される予定でしたが、現時点では国の動向が明らかになっていません。

②地域密着型サービス （住所地の市町村のサービスの利用に限られます。）

サービス名称	サービス内容
①地域密着型 介護老人福祉施設入所者 生活介護（小規模特養）	入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

(2) 施設サービス量の推計

施設サービスの量の推計にあたっては、市内施設の整備量や、市外施設の利用状況を勘案し見込んでいます。

介護療養型医療施設については、国の動向が明らかとなっていないため、現状の整備量で見込んでいます。

【介護給付】

●施設サービスの実績と見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護老人福祉施設	239人	239人	239人	239人	239人	239人
②介護老人保健施設	268人	264人	260人	260人	260人	260人
③介護療養型医療施設	97人	97人	97人	97人	97人	97人
④療養病床からの転換分	0人	0人	0人	0人	0人	0人

●地域密着型サービスの利用実績と見込量（再掲）

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
⑦地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	24人	29人	29人	29人	29人	29人

★★★見込量の確保のための方策★★★

特別養護老人ホームの申込者数は、平成24年4月時点で150人でありましたが、平成26年4月現在では、197人となっています。今後も要介護認定者数の増加に伴い、後期高齢者がピークとなる平成38年まで増加傾向で推移することが見込まれますが、施設整備は、確実に介護保険料の引き上げにつながることから、市民の理解と財政状況を踏まえた対応が必要です。

また、第6期計画から、特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上となります。

一方、要介護1・2の方には、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合に市の関与の下、入所を認める特例入所制度を適切に運用します。

施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

(1) 介護従事者の資質の向上

①研修に関する情報提供

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行います。地域密着型サービス事業者の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促します。

(2) 介護事業者の指導監督等

①地域密着型サービス事業者の実地指導及び監査の実施

地域密着型サービス事業者の実地指導及び監査を行い、適正なサービスの確保とさらなるサービスの向上を目指します。

②情報収集等による実態の把握

事業者の選定、指定更新にあたっては、有識者、市民等の意見も伺いながら、公正な審査を実施するほか、運営推進会議に職員を派遣することにより、実態の把握に努めます。また、県指定施設についても、情報収集に努めます。

③事業者への情報提供の充実

実地指導の結果や事故報告などの事例を紹介するなど、情報提供に努め、事業者の注意を促します。

(3) 介護保険制度の円滑な運用

①介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

②低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③苦情処理体制の整備

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。

④情報提供の充実

サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、利用者のサービス選択制度の周知や事業者情報の提供に努めます。また、各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

(4) ユニットケアの推進等

①個室ユニットケアの推進

施設介護サービスにおいても、入所者の意志及び人格を尊重しながらその自立を支援するため、在宅に近い居住環境である個室と共有空間からなる少人数のユニットごとに職員を配置し、入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重したケアを実施するため、個室ユニットケアを推進する必要があります。

②低所得者への配慮と従来型多床室でのケアの充実

施設の個室ユニット化に伴う居住費等の増額により、低所得者の施設入所が困難になることにも配慮し、多床室の必要性を含めて今後の施設整備のあり方を検討します。

③虐待・身体拘束の防止等

施設での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルに基づき、高齢者の人格と尊厳を守ります。

2 介護保険事業費の見込みと介護保険料

(1) 介護保険事業費の見込み

①介護サービス総給付費

本章掲載の施策第Ⅳから第Ⅶまでの各サービスの見込みに基づいて給付を算出した結果、第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度までの本市におけるサービス給付費の年度ごとの推移は以下のようになります。

●介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービス給付費は、計画期間中、毎年若干の増加が見込まれ、3年間合計で約9億円の費用を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	93,598 千円	95,978 千円	92,622 千円	282,198 千円
②介護予防訪問入浴介護	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
③介護予防訪問看護	6,708 千円	7,715 千円	9,575 千円	23,998 千円
④介護予防訪問リハビリテーション	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
⑤介護予防居宅療養管理指導	524 千円	520 千円	568 千円	1,612 千円
⑥介護予防通所介護	117,653 千円	117,845 千円	115,856 千円	351,354 千円
⑦介護予防通所リハビリテーション	6,106 千円	6,958 千円	7,722 千円	20,786 千円
⑧介護予防短期入所生活介護	12,383 千円	13,787 千円	16,671 千円	42,841 千円
⑨介護予防短期入所療養介護	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	7,873 千円	8,110 千円	8,648 千円	24,631 千円
⑪介護予防福祉用具貸与	5,978 千円	7,317 千円	8,655 千円	21,950 千円
⑫特定介護予防福祉用具販売	2,245 千円	2,898 千円	3,543 千円	8,686 千円
住宅改修	6,339 千円	7,853 千円	9,398 千円	23,590 千円
介護予防支援	34,452 千円	34,837 千円	35,253 千円	104,542 千円
介護予防サービス給付費計	293,859 千円	303,818 千円	308,511 千円	906,188 千円

●居宅サービス給付費

居宅サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ、3年間合計で約94億円の費用を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
居宅サービス				
①訪問介護	419,617 千円	437,955 千円	441,589 千円	1,299,161 千円
②訪問入浴介護	21,517 千円	18,771 千円	16,340 千円	56,628 千円
③訪問看護	56,753 千円	75,615 千円	98,114 千円	230,482 千円
④訪問リハビリテーション	322 千円	288 千円	245 千円	855 千円
⑤居宅療養管理指導	3,960 千円	4,471 千円	5,132 千円	13,563 千円
⑥通所介護	765,823 千円	669,222 千円	687,273 千円	2,122,318 千円
⑦通所リハビリテーション	55,311 千円	62,890 千円	70,571 千円	188,772 千円
⑧短期入所生活介護	1,124,400 千円	1,149,478 千円	1,076,435 千円	3,350,313 千円
⑨短期入所療養介護	4,270 千円	4,957 千円	5,729 千円	14,956 千円
⑩特定施設入居者生活介護	199,074 千円	243,673 千円	398,956 千円	841,703 千円
⑪福祉用具貸与	79,207 千円	84,847 千円	87,143 千円	251,197 千円
⑫特定福祉用具販売	7,665 千円	9,855 千円	11,817 千円	29,337 千円
住宅改修	27,797 千円	36,136 千円	45,387 千円	109,320 千円
居宅介護支援	238,693 千円	231,051 千円	218,856 千円	688,600 千円
居宅サービス給付費計	3,004,409 千円	3,029,209 千円	3,163,587 千円	9,197,205 千円

●地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ、3年間合計で約34億円の費用を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	0千円	0千円
②夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円	0千円
③認知症対応型通所介護	27,976千円	31,970千円	38,098千円	98,044千円
④小規模多機能型居宅介護	258,460千円	265,499千円	269,141千円	793,100千円
⑤認知症対応型共同生活介護	622,895千円	627,647千円	639,700千円	1,890,242千円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	84,931千円	84,767千円	84,767千円	254,465千円
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0千円	0千円	0千円	0千円
⑨地域密着型通所介護(仮称)		127,471千円	130,909千円	258,380千円
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	401千円	394千円	385千円	1,180千円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	16,615千円	15,768千円	15,092千円	47,475千円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	5,957千円	6,573千円	7,124千円	19,654千円
地域密着型サービス給付費計	1,017,235千円	1,160,089千円	1,185,216千円	3,362,540千円

●施設サービス

施設サービス給付費は、計画期間中、横ばいが見込まれ、3年間合計で約57億円の費用を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	718,004千円	716,617千円	716,617千円	2,151,238千円
②介護老人保健施設	758,792千円	757,327千円	757,327千円	2,273,446千円
③介護療養型医療施設	400,196千円	399,424千円	399,424千円	1,199,044千円
④療養病床(医療保険適用)からの転換分	0千円	0千円	0千円	0千円
施設サービス給付費計	1,876,992千円	1,873,368千円	1,873,368千円	5,623,728千円

②標準給付費見込額

第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込みます。

総給付費の算定にあたっては、一定以上所得者の利用者負担が平成27年8月より1割から2割に引き上げられることからその影響を見込んでいます。

●第6期各年度の標準給付費見込額

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
介護サービス総給付費		6,192,495 千円	6,366,484 千円	6,530,682 千円	19,089,661 千円
①介護サービス総給付費 (一定以上所得者の利用者負担の調整後)		6,173,918 千円	6,347,385 千円	6,511,090 千円	19,032,393 千円
給 付 費 以 外 の 費 用	②特定入所者介護 サービス費等給付額	319,019 千円	326,995 千円	335,169 千円	981,183 千円
	③高額介護サービス費 等給付額	137,993 千円	142,133 千円	146,397 千円	426,523 千円
	④高額医療合算介護 サービス費等給付額	23,319 千円	29,382 千円	37,022 千円	89,723 千円
	⑤審査支払手数料	7,648 千円	7,801 千円	7,957 千円	23,406 千円
合 計(①～⑤)		6,661,897 千円	6,853,696 千円	7,037,635 千円	20,553,228 千円

○特定入所者介護サービス費

居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

制度改正により配偶者所得の勘案、預貯金1,000万以上の有無、非課税年金の追加などの条件により補足的給付を受けられなくなる利用者が増えるとして影響額を見込んでいます。

○高額介護サービス費

介護保険サービスの利用にかかる1割の利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給します。

制度改正により自己負担が2割となることで、限度額に達する利用者が増えるとして影響額を見込んでいます。

○高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給します。

○審査支払手数料

介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

②地域支援事業費

要支援・要介護状態に至る前の高齢者（一部サービスは要支援認定者も含む）に対する、介護予防・生活支援サービスなどに関する費用が地域支援事業費です。なお、各年度とも費用の上限は標準給付費見込額から審査支払手数料を除いた額の3%と定められていましたが、第6期計画より、事業毎個別に設定することとなり、本市においては、介護予防・日常生活支援総合事業は1%、包括的支援事業と任意事業をあわせて2%と設定しています。

●第6期各年度の地域支援事業費の見込み

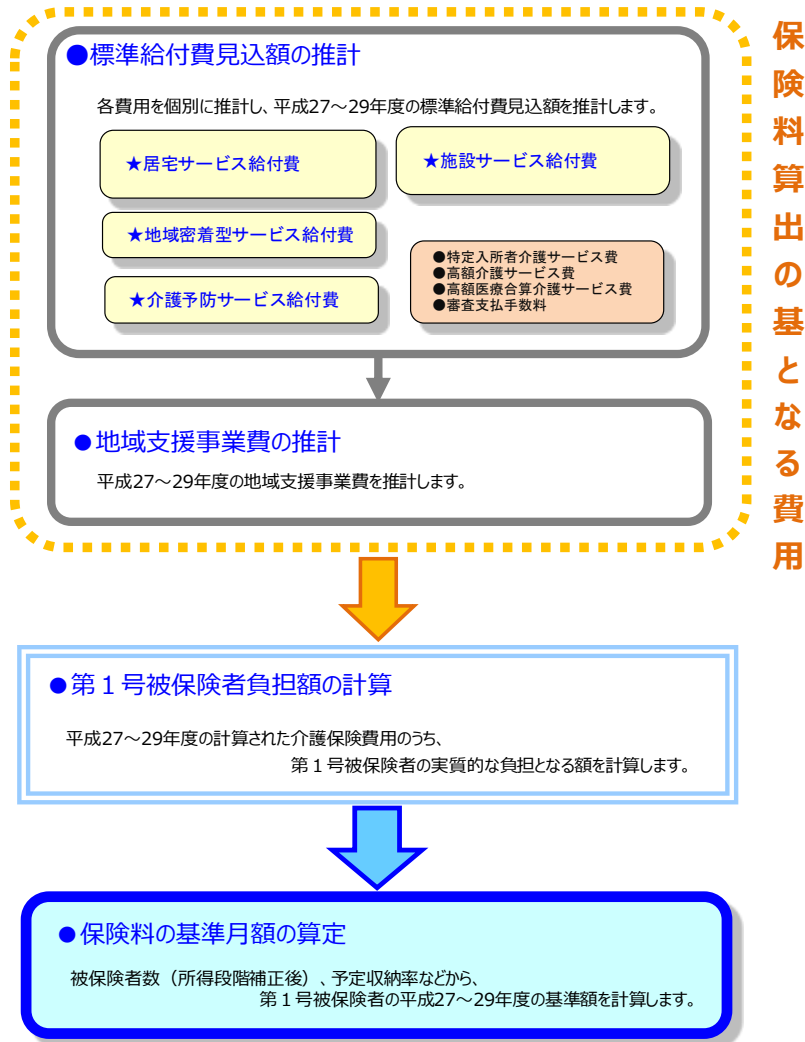
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
介護予防／介護予防・日常生活支援総合事業費 【給付費見込額に占める割合】	66,618 千円 1.0%	68,537 千円 1.0%	70,376 千円 1.0%	205,531 千円
包括的支援事業・任意事業費 【給付費見込額に占める割合】	133,237 千円 2.0%	137,073 千円 2.0%	140,753 千円 2.0%	411,063 千円
地域支援事業費計 【給付費見込額に占める割合】	199,855 千円 3.0%	205,610 千円 3.0%	211,129 千円 3.0%	616,594 千円
※給付費見込額	6,654,249 千円	6,845,895 千円	7,029,678 千円	20,529,822 千円

※給付費見込額は、標準給付費見込額から審査支払手数料を除いた金額。

(2) 介護保険料の算出フロー

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになっています。

●介護保険料の算出フロー



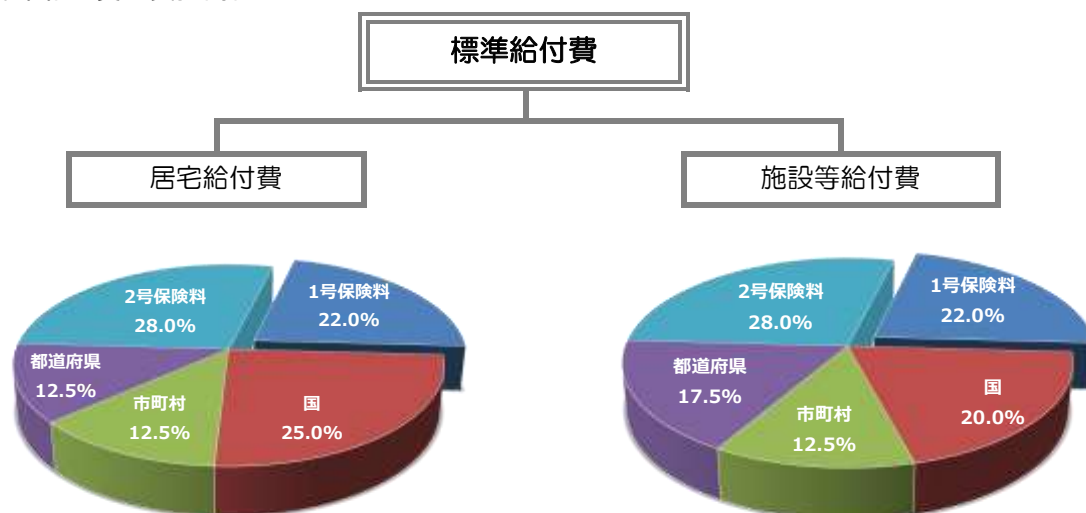
(3) 第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占めるサービス等給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分は被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の22%が標準的な負担となり、第2号被保険者は28%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

●標準給付費の負担割合

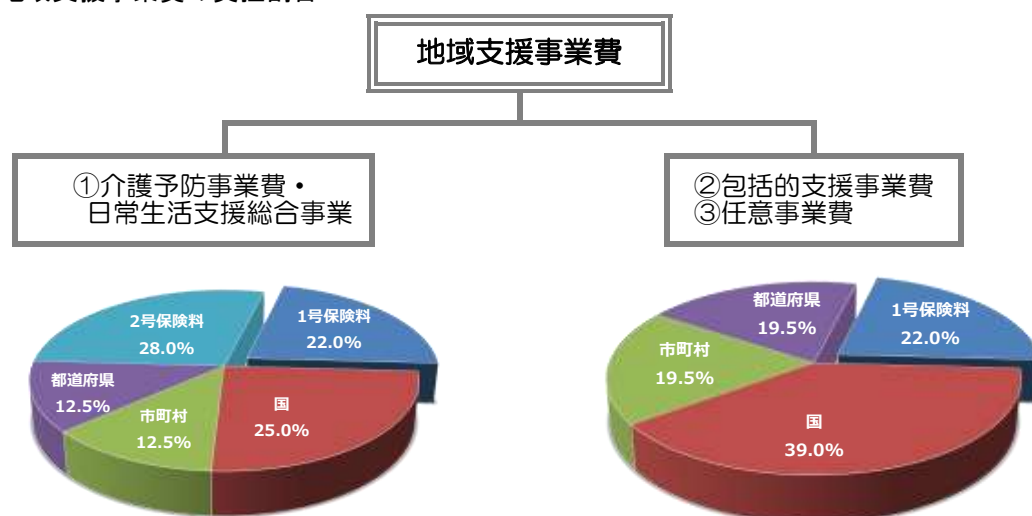


※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

●地域支援事業費の負担割合



（４）第１号被保険者保険料の段階設定

第１号被保険者の保険料については、負担能力をきめ細かく反映して保険料段階別に負担割合を設定することが重要です。

本市では第６期計画における保険料の段階設定にあたり、第５期計画での考え方をふまえ、国の標準９段階に第７段階（合計所得金額 120 万円以上 125 万円未満）と第８段階（合計所得金額 125 万円以上 160 万円未満）を加え、１１段階の設定として負担増加の緩和を図りました。

また、このたびの制度改正により第１段階から第３段階の被保険者に対して公費による保険料の引き下げが図られることになりました。具体的な引き下げ幅については、国の動向を踏まえ、決定します。

(5) 保険料の算定

第6期計画期間である平成27年度から平成29年度までについて、本市における標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

●保険料の算定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
標準給付費見込額 (A)	6,661,897 千円	6,853,696 千円	7,037,635 千円	20,553,228 千円
地域支援事業費 (B)	199,855 千円	205,610 千円	211,129 千円	616,594 千円
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者負担割合 22%】	1,509,586 千円	1,553,047 千円	1,594,728 千円	4,657,361 千円
調整交付金相当額 (D)【A×5%】	333,095 千円	342,685 千円	351,881 千円	1,027,661 千円
調整交付金見込額 (E) (交付率見込み)	582,916 千円	579,823 千円	589,050 千円	1,751,789 千円
介護給付費準備基金取崩額 (F)				170,000 千円
財政安定化基金取崩額 (G)				0 千円
保険料収納必要額 (H)【C+D-E-F-G】				3,763,233 千円
予定保険料収納率 (I)	98.5%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J) (第1号被保険者数)	18,211 人	18,406 人	18,446 人	55,064 人
保険料基準額 (年額) (K)【H÷I÷J】				※69,300 円
保険料基準額 (参考月額) (L) 【K÷12】				5,775 円

※100 円未満の端数を調整

第6期計画においては、保険料段階を11段階に設定しました。

各段階の負担割合を調整した結果、保険料基準月額は、5,775円となります。

第1段階から第3段階の被保険者に対しては、公費による保険料の引き下げをはかることとしております。具体的な引き下げ幅については、国の動向を踏まえ、決定します。

●保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する割合	年 額	1ヶ月 あたり
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の公的年金等収入 ＋合計所得金額80万円以下の方	0.50	34,700 円	2,892 円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人の公的年金等収入 ＋合計所得金額が80万円を超えて120万円以下の方	0.75	52,000 円	4,333 円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税かつ第1、第2段階に該当し ない方	0.75	52,000 円	4,333 円
第4段階	・本人が市民税非課税(世帯に課税者有)かつ 公的年金等収入＋合計所得金額80万円以下の方	0.80	55,400 円	4,617 円
第5段階 (基準)	・本人が市民税非課税(世帯に課税者有)かつ 第4段階に該当しない方	1.00	69,300 円	5,775 円
第6段階	・市民税課税かつ合計所得金額120万円未満の方	1.10	76,200 円	6,350 円
第7段階	・市民税課税かつ合計所得金額120万円以上 125万円未満の方	1.12	77,600 円	6,467 円
第8段階	・市民税課税かつ合計所得金額125万円以上 160万円未満の方	1.25	86,600 円	7,217 円
第9段階	・市民税課税かつ合計所得金額160万円以上 190万円未満の方	1.30	90,100 円	7,508 円
第10段階	・市民税課税かつ合計所得金額190万円以上 290万円未満の方	1.50	104,000 円	8,667 円
第11段階	・市民税課税かつ合計所得金額290万円以上の方	1.70	117,800 円	9,817 円